

住居確保給付金再支給申請希望者 様

社会福祉法人京都市社会福祉協議会
住居確保給付金担当

住居確保給付金の再支給について

過去に住居確保給付金を受給し、支給が終了した方で、再度、離職・廃業又は休業等により収入を得る機会が減少したことにより、支給要件に該当する方に対しては、令和3年9月30日までの申請に限り、3ヶ月を上限に、「住居確保給付金の再支給」を行うことが可能です。（ただし、この再支給は1度限りとなります。）

支給上限額や支給方法等については従来と変更ありません。

<再支給の対象者>

- ① 平成27年4月1日以降に住居確保給付金を受給し、支給がすでに終了した方
- ② 住居確保給付金の支給要件すべてを満たす方
※支給要件については、制度案内を参照。
※生活保護及び中国残留邦人等支援給付を受給されている方は対象になりません。

<住居確保給付金の受給中に必要な求職活動等>

離職・廃業の方（無職の方）、または休業等により収入を得る機会が減少している方（無職以外の方、自営業含む）によって、当初申請と同じ求職活動等を行っていただく必要があります。

※受給中に必要な求職活動等要件については、制度案内を参照

<支給期間>

3ヶ月間に限定されます。

<申請受付期間>

令和3年9月30日までの申請に限ります。

<申請方法>

同封している申請書類と、必要な書類を御準備のうえ、申請してください。

【お問い合わせ・送付先】

社会福祉法人京都市社会福祉協議会

地域福祉推進室 生活支援部 住居確保給付金担当

郵便番号：600-8127

住所：京都市下京区西木屋町通上ノ口上る梅湊町83-1

ひと・まち交流館 京都 4階

受付時間：午前9時から午後4時まで（土・日・祝日・年末年始を除く。）

電話：075-354-8748・075-354-8776

※聴覚に障害のある方は、FAX（075-354-8737）を御利用ください。